

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1052回

令和4年6月9日（木）

原子力規制委員会

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

第1052回 議事録

1. 日時

令和4年6月9日(木) 10:30～11:21

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

小野 祐二 審議官
田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)
関 雅之 企画調査官
西内 幹智 安全審査官
畠山 凌輔 安全審査官
大塚 恭弘 安全審査官
中野 裕哉 安全審査官

九州電力株式会社

林田 道生 上席執行役員 原子力発電本部 副本部長
金子 武臣 原子力発電本部(原子力建設) 部長
山下 雄介 原子力発電本部 原子力発電グループ 副長
日吉 聡 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当
佐野 健充 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当
井上 奨 原子力発電本部 原子力発電グループ 担当
石井 朝行 原子力発電本部 原子力経年対策グループ 課長
青木 秀幸 原子力発電本部 原子力経年対策グループ 担当
前山 忠毅 原子力発電本部 放射線安全グループ 副長

高妻 芳秀	原子力発電本部	放射線安全グループ	副長
出端 宏紀	原子力発電本部	放射線安全グループ	
大政 真一	原子力発電本部	原子力電気計装グループ	課長
紙屋 貴浩	原子力発電本部	原子力電気計装グループ	担当
山谷 誠司	原子力発電本部	原子力機械グループ	副長
古賀 正利	原子力発電本部	原子力機械グループ	担当
上津原 大	原子力発電本部	原子力機械グループ	担当
迫田 王隆	原子力発電本部	原子力防災グループ	課長
平方 裕大	原子力発電本部	原子力防災グループ	担当
倉田 文仁	原子力発電本部	安全設計グループ	副長
南里 淳一	原子力発電本部	安全設計グループ	副長
寺田 充伸	原子力発電本部	安全設計グループ	担当
島田 直和	原子力発電本部	安全設計グループ	担当

4. 議題

- (1) 九州電力（株）玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請について
- (2) 九州電力（株）川内原子力発電所の保安規定変更認可申請について
- (3) その他

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物の変更に伴う変更」
- 資料 1 - 2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
- 資料 1 - 3 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更」（補足説明資料）
- 資料 2 - 1 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」
- 資料 2 - 2 川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について
「緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更」

(補足説明資料)

6. 議事録

○山中委員 定刻になりましたので、ただいまから原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合第1052回会合を開催します。

本日の議題は、議題1、九州電力株式会社玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請について、議題2、九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。

本日はプラント関係の審査ですので、私が出席いたします。

本日の会合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、テレビ会議システムを利用しております。音声等が乱れた場合には、お互いにその旨を伝えるようお願いいたします。

議事に入ります。

最初の議題は、議題1、九州電力株式会社玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。

それでは、資料について説明をお願いいたします。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

それでは、資料1-1、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物の変更に伴う変更」を用いて、申請概要を説明いたします。

資料をめくっていただいて、右肩1ページをお願いいたします。

こちらのページが目次になります。

本日は、「1.玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について」において申請概要を説明させていただき、「2.審査スケジュールについて」において、申請からのスケジュールを説明させていただきます。

右肩2ページをお願いいたします。

申請概要の前に、本ページにて、今回の申請に至った経緯の概要を説明いたします。

玄海原子力発電所には蒸気発生器保管庫という建屋があり、下の図のとおり、玄海1号炉及び2号炉の蒸気発生器、炉内構造物、原子炉容器上部ふたを保管し、1、2号炉の課長にて管理しておりました。

今後、玄海3号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い、蒸気発生器保管庫を1、2号炉共

用から1から3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫へ貯蔵保管することから、保安規定の該当条文の変更を行います。

右肩3ページをお願いいたします。

今回、以下の案件により、4月11日に変更認可申請を行っております。

まず一つ目の○ですが、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に伴う変更ということで、繰り返しになる部分もありますが、蒸気発生器保管庫を共用化とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い、取り外した原子炉容器上部ふたを保管することから、保安規定第1編、第98条の2、放射性固体廃棄物の管理及び第103条の2、管理区域の設定・解除を変更しております。

また、二つ目の○ですが、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に合わせて、蒸気発生器保管庫内の廃棄物の管理、管理区域の設定等の行為者を、1、2号炉の課長から3、4号炉の課長へ変更又は追加することから、保安規定第2編、第29条の2、放射性固体廃棄物の管理及び第35条の2、管理区域の設定・解除を変更しております。

詳細の変更内容について、右肩4ページ以降で説明いたします。

右肩4ページをお願いいたします。

まず、保安規定第1編、第98条の2、放射性固体廃棄物の管理について、蒸気発生器保管庫へ3号炉の原子炉容器上部ふたを保管することから、変更後の赤字で示しております規定を追加しております。

具体的には、第98条の2、第1項（3）原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、保修第二課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が蒸気発生器保管庫に保管する。

第3項（1）では、蒸気発生器保管庫の原子炉容器上部ふた等の保管状況及び保管量を確認する。

第4項では、蒸気発生器保管庫に注意事項を掲示すること。

というものを、規定しております。

続いて、右肩5ページをお願いいたします。

次に、保安規定第1編、第103条の2、管理区域の設定・解除について、こちらも蒸気発生器保管庫へ3号炉の原子炉容器上部ふたを保管することから、変更後の赤字で示しております規定を追加しております。

具体的には、第103条の2、第2項「安全管理第二課長は管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他に、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。」の、※1の管理区域に、蒸気発生器保管庫を追加しております。

右肩6ページをお願いいたします。

6ページ以降は、第2編の内容となります。

まず、保安規定第2編、第29条の2、放射性固体廃棄物の管理について、蒸気発生器保管庫内の廃棄物の管理を3、4号炉の課長へ変更することから、変更後の第29条の2、第1項(4)のとおり、蒸気発生器保管庫内に保管していた保管物の保管を、3、4号炉の課長である安全管理第二課長が保管する運用へ変更しております。

以下、同様に変更しており、9項では、発電所外へ放射性固体廃棄物の運搬については、3、4号炉の課長である保修第二課長が保管する運用へ変更しております。

右肩7ページをお願いいたします。

次に、保安規定第2編、第35条の2、管理区域の設定・解除について、右肩5ページで説明したとおり、蒸気発生器保管庫の管理区域設定を第1編の103条の2において、安全管理第二課長が行うこととしたことから、第2編、第35条の2、管理区域の設定・解除においては、変更前の朱書きで示しておりますとおり、蒸気発生器保管庫の管理区域の設定の記載というものを、こちら第35条の2からは削除しております。

右肩8ページをお願いいたします。

こちらのページ、附則についてですが、第1編、第2編同様に、適用時期を蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降とすることを記載しております。

具体的には、第1編、第98条の2、放射性固体廃棄物の管理及び第103条の2、管理区域の設定・解除、並びに第2編、第29条の2、放射性固体廃棄物の管理及び第35条の2、管理区域の設定・解除については、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例によると規定しております。

最後に、右肩9ページをお願いいたします。

こちらスケジュールですが、まず4月11日に、本日御説明した変更に係る変更認可申請を行っております。附則でも記載しております蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更に係る工事については、本ページ下段にありますが、今年度中に終わる計画となっております。

4月11日の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の申請概要の説明は、以上となります。

○山中委員 それでは、質疑に移ります。質問、コメントございますか。

○畠山安全審査官 原子力規制庁、畠山です。

頂いている資料の1-1の4ページを御確認願います。

変更後の保安規定第1編の98条2の第1項（3）において、蒸気発生器の保管庫に、3号炉の原子炉容器上部ふた等を保管するとしている点について、原子炉容器上部ふた等の「等」の部分に何が含まれるのか、御説明願います。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

こちらの原子炉容器上部ふた等の等については、設置許可の記載を参考に、保管容器等を含めて、等と記載しておりましたが、蒸気発生器保管庫の共用化及び保管対象物の変更の適用及び工事計画では、蒸気発生器保管庫へ保管するものを原子炉容器上部ふたと定めており、また、等に保管容器を含めると、保安規定の文書のつながり、読みにくい箇所もあるため、今後適切な表現に見直したいというふうに考えております。

○畠山安全審査官 原子力規制庁、畠山です。

今御説明いただいた、補正するという事だったと思いますけども、等を削除されるということで承知しました。

上流文書で設工認とかを出されているかと思えますけれども、その要目表では原子炉容器上部ふた1基のみを保管するとしていたかと思えますので、上流文書の規定の内容に整合するように、見直しを図っていただければと思います。

私からは以上です。

○山中委員 そのほかいかがでしょうか。

○大塚安全審査官 規制庁、大塚です。

私からは、共用施設で保管する放射性固体廃棄物の管理等の行為者を1、2号炉の課長から3、4号炉の課長に変更するとしている点について、質問します。

資料ですが、資料1-3の補足説明資料、62ページをお願いします。

こちらの申請前後の廃棄物管理のフロー図上の第5項運搬等の行為者について、申請前では、左上の矢印のところ、廃棄物が発生した場合の固体廃棄物貯蔵庫への運搬と、真ん中の矢印のところ、固体廃棄物貯蔵庫間の運搬の両方を、設備管理課長が行うことになっています。

一方で、申請後では、左上の矢印のところ、廃棄物が発生した場合の固体廃棄物貯蔵庫への運搬については設備管理課長が行い、真ん中の矢印のところ、固体廃棄物貯蔵庫間の運搬については保修第二課長が行うことに変更するということですが、この職務分担について保安規定上で明確になっているのかどうか、説明してください。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

こちら、変更後において、第5項、第6項で保修第二課長、安全管理第二課長、3、4号炉課長に変更になっているところについては、今回資料を準備しておりませんが、保安規定第5条において、3、4号炉施設（1、2号炉共用施設を含む）といった記載がありますので、第5条において明確になっているものというふうに考えております。

○大塚安全審査官 保安規定第5条で職務分担が明確化されていること、承知しました。

第5条のところなんですけれども、本日の資料にはありませんが、第5条の（31）の保修第二課長の職務の記載では、3、4号炉に関する業務しか現状記載されておりましたが、他の課長ですね、安全管理第二課長の職務の記載では、1、2号炉との共用施設に関する業務を含む場合は、括弧書きでその旨を明記しています。

今回の変更は、保修第二課長が1、2号炉との共用施設の職務を担当する変更になりますので、同じように第5条の記載で、1、2号炉との共用施設を含むことを明確にしてください。

以上です。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

第5条の共用に係る記載については、まず、現状の考え方ですと、施設を主管する課長に対して共用施設の記載を行っております。具体的に、先ほど言っていた安全管理第二課長であれば、主管である固体廃棄物貯蔵庫、発電第二課長が主管である雑固体焼却炉といった共用施設を対象に、安全管理第二課長であったり保修第二課長は記載しております。

固体廃棄物貯蔵庫からの運搬といったものは、保修第二課長の保修業務に含まれているのですが、3、4号炉課長である安全第二課長が主管となっている固体廃棄物貯蔵庫で行う保修業務であることから、3、4号炉課長である保修第二課長が行うということは明確になっているというふうに考えております。

以上です。

○大塚安全審査官 規制庁、大塚です。

承知しました。

○山中委員 そのほかいかがですか。

○西内安全審査官 規制庁、西内ですけど、今のやり取りの点なんですけど、ちょっともう一度確認したいんですけど、補足説明資料の62ページの申請前と申請後のフローのところで、左側の矢印の第6項で線量等確認というところがあって、そこは廃止措置安全課長がやりますよと。次に、Aの貯蔵庫に入れた後のいわゆる管理は、安全管理第二課長がやります。

この両名の職務分担は、先ほど話をされていた5条の職務の規定のところで、共用設備を含むという記載が安全管理第二課長のほうには明記されていて、だからいわゆる共用化している貯蔵庫の管理については安全管理第二課長がやる、それまでの廃棄物管理は廃止措置安全課長がやるということが、5条で明確になっていると思うんですね。

一方で、それと同じことが、この第5項の運搬等と書いている部分の設備管理課長と保修第二課長の役割分担で言えるかという話なんですけど、その職務内容を見ると、今度は共用設備というワードがどこにも出てこなくて、1、2号炉、3、4号炉をそれぞれ担当するとしか書いてないんですね。

その状況で、共用設備のまさに今言った話はどっちに含まれるのかという、明確な職務分担ができていたという説明があったということですか。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

繰り返しになる部分もありますが、現状の1号炉及び2号炉との共用施設を含むといった記載については、施設を主管する課長に対して記載しております。固体廃棄物貯蔵庫でいえば、施設を主管する課長である、3、4号炉の課長である安全管理第二課長が主管となっている固体廃棄物貯蔵庫で行う運搬行為であることから、3、4号炉の課長である保修第二課長が行うということは明確になっているというふうに考えております。

以上です。

○西内安全審査官 規制庁、西内ですけど、まず安全管理第二課長の部分については、設備の主管ということを明確に示すために、共用施設を含むということをまず明確に5条のほうで書いていますと。その上で、じゃあその設備で発生した廃棄物の運搬行為とかを保修第二課長がやるということだと思ってしまうんですけど、その部分については、共用施設を含むか含まないかということが明確になってないですね。今の5条の職務内容において。そこはイエスでいいんですかね。

要は、共用設備と共用設備の間の運搬行為を保修第二課長がやるのか、設備管理課長がやるのかというところの職務分担が、5条でどう明確化されているかという質問なんですけど。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野でございます。

今の考え方を御説明すると、安全管理第二課長が主管である固体廃棄物貯蔵庫であったり、発電第二課長が主管である雑固体焼却炉といった、主管する設備内の保修作業、こういったものについては、（28）であったり、（29）の1号炉、2号炉の共用施設を含むといった記載もありますので、明確になっているというふうに考えております。

以上です。

○西内安全審査官 規制庁、西内です。

考え方は分かりましたので、ちょっと明確に審査資料でちょっとまず落としてもらってもいいですか。改めて。

明確になっているという考え方はまず理解をしたので、そこをしっかりと明確になっているか、最終的にまた審査資料のほうでしっかりと確認をさせていただきたいと思います。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

承知いたしました。補足説明資料に追加して、丁寧に御説明させていただきたいと思います。

○山中委員 そのほかいかがですか。

○関企画調査官 規制庁の関です。

今日のやり取りですけれども、基本、今まで事実確認させていただいたこと、それから今日議論させていただいたことで、大体事業者が実現させたいことについては私たち理解をしているんですが、保安規定に落とし込んだとき、特に5条とその後ろのところでの書き方の作法の違いで、少し私たちの認識がずれてるところがあると思いますので、まずちょっと資料に落とさせていただいて、事実確認のほうを引き続き続けていきたいというふうに考えております。

私からは以上になります。

○九州電力（金子） 九州電力の金子です。

関調査官の言われているとおり、理解いたしました。これからも丁寧に説明させていただきたいと思います。

以上です。

○山中委員 そのほか、何かございますか。

よろしいですか。

九州電力側から何か、今日もやり取りで確認しておきたいことがございますか。

○九州電力（佐野） 九州電力の佐野です。

特にございません。

以上です。

○山中委員 それでは、これで議題の1を終了いたします。

一旦中断し、11時5分から再開をしたいと思います。

（休憩）

○山中委員 それでは再開いたします。

次の議題は、議題2、九州電力株式会社川内原子力発電所の保安規定変更認可申請についてです。

それでは、資料について説明をお願いします。

○九州電力（井上） 九州電力の井上です。

資料2-1、川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更について、御説明いたします。

それではページをめくっていただきまして、目次になりますが、変更認可申請の概要と変更内容について御説明した後、審査スケジュールについて御説明いたします。

次のページ、お願いいたします。

右肩1ページになります。

こちら申請案件になりますが、緊急時対策所につきましては、段階的に設置工事を進めておりまして、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所を接続しまして、今後一体運用することから、以下の申請案件について、本年4月11日、変更認可申請を実施しております。

下の表でいいますと、右側の連絡通路接続工事ということで、代替緊急時対策所を休憩所として連絡通路を用いて緊急時対策所（指揮所）と接続することで、緊急時対策棟として一体運用するものでございます。

ちょっとページ飛びますけども、12ページをお願いいたします。

12ページに参考ということで、川内1、2号機の緊急時対策所の接続後の名称についてということで、まずもって名称の御説明になります。

左側が、現在運用しています緊急時対策所（指揮所）でございますが、①②③というエリア、本部・執務エリア、ミーティングエリア、多目的エリア、こちらを総称して緊急時対策所（指揮所）としております。

今後、緊急時対策所と休憩所を接続した後が右側の図になりますが、緊急時対策所（緊急時対策棟内）ということで現在運用しております緊急時対策所（指揮所）に④の休憩室を加えまして、今後一体運用していくものとなっております。

ページ戻って申し訳ございません。2ページをお願いいたします。

2ページになります。

本ページでは、緊急時対策棟の設備概要をお示ししております。

連絡通路接続工事に伴いまして、運用が変更となる設備がございますので、それらについては吹き出しで示しております。

まず、図の左側のほうからですが、⑫警報装置、通信連絡設備ということで、こちらにつきましましては、もともと代替緊急時対策所として使用していましたが設備を流用しまして、再登録するものとしてございます。

次に、右上⑭配管（主配管）になります、こちらは非常用空気浄化設備、加圧設備の主配管を休憩所まで延伸することと、休憩所内に弁を追加することとしております。

続いて中ほど、下のほうですが、⑤エリアモニタということで、こちら取付箇所は今後休憩所を追加することとしております。

最後、⑥酸素濃度計、二酸化炭素濃度計になりますが、こちらにつきましましては、設置場所に休憩場を追加することとしております。

次ページをお願いいたします。

3ページになりますが、こちらにつきましましては、前のページで御説明いたしました⑭の配管（主配管）における休憩所への配管の延伸と、弁の追加に伴う運転手順の変更を、運用変更の例として示しております。配管の延伸と弁の追加に伴いまして、運用が変更されますので、こちらについては社内規定文書へ追加することとしております。

社内規定文書の変更としまして、運転手順の追加ということで、右側の図を見ていただきますと、上段が非常用空気浄化系、下段が加圧設備の系統となります。

まず、ファン加圧時は、上段の非常用空気浄化系の給気隔離弁、これの「開」確認を行う。下のポンベ加圧時につきましましては、加圧設備の休憩所の空気供給止弁、こちらを「開」とすることと、上の非常用空気浄化系の休憩所給気隔離弁の「閉」確認を行うとい

うこととなっております。

社内規定文書にはこういうことを反映いたしますが、保安規定に記載する手順には変更はございませんで、本規程での変更は、設備を保有する建屋名称の変更のみとなっております。

次のページ、お願いいたします。

4ページになります。

今回、保安規定変更認可申請の概要としましては、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更としまして、関連する情報の変更を行います。

前ページで御紹介しましたように、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴いまして、一部設備の運用が変更となりますが、可搬設備の取付場所、手順等の変更については社内規定文書へ反映することとしておりまして、保安規定におきましては、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急時対策棟内）への名称変更のみとなっております。

保安規定において変更します条文については、以下のとおりでございまして、第83条、重大事故等対処設備、第87条、予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合、添付2、火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準、添付3、重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準となっております。

次ページ以降、代表箇所の御説明をいたします。

次ページをお願いいたします。

こちらの5ページになります。

第83条、重大事故等対処設備のうちの居住性の確保に関するLC0の設定の事項になります。

緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴いまして、非常用空気浄化系設備及び加圧設備の運転手順が変更となりますが、保安規定におきましては、運転上の制限に係る変更はありませんで、建屋名称の変更のみであるため、表の下のほうに赤字で書いておりますが、緊急時対策所（指揮所）の名称を緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ変更するものでございます。

次ページをお願いいたします。

6ページになります。

こちら、87条、予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合でございます。

こちらにつきましては、保安規定に記載いたします電源系を構成する共通系統に変更はございませんで、建屋名称の変更のみであるため、83条と同様に、緊急時対策所（指揮所）の名称を緊急時対策所（緊急対策棟内）へ変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

7ページになります。

こちらは添付2になりますが、こちらも緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴いまして、非常用空気浄化系設備、加圧設備に停止に係る運転手順の変更及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の設置場所が追加となりますが、保安規定に規定いたします自然現象のモニタリング等に関する変更はなく、建屋名称の変更のみとなりますので、緊急時対策所（指揮所）の名称を、緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ変更するものでございます。

次ページをお願いいたします。

8ページになります。

こちら、添付3、重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準になります。

こちらにつきましても、緊急対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴いまして、保安規定に記載する重大事故等及び大規模損壊対応に係る対応に変更はありませんで、建屋名称の変更のみであるため。緊急時対策所（指揮所）の名称を緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ変更するものでございます。

次ページをお願いいたします。

9ページになります。

こちら、添付3の重大事故等及び大規模損壊に係る実施基準における緊急時対策所の居住性等に関する手順になります。

これまで御説明しましたとおり、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴いまして、非常用空気浄化系設備、加圧設備の運転手順の変更及び酸素濃度計、二酸化炭素濃度計の設置場所の追加などの運用に関する変更がございますが、これは社内規定文書へ反映することとしておりまして、保安規定に係る本手順については、緊急時対策所（指揮所）から緊急時対策所（緊急対策棟内）の名称変更のみとなっております。

次のページをお願いいたします。

10ページになります。

施行期日ですけれども、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に伴う変更

に係る規定につきましては、緊急時対策所（指揮所）と代替緊急時対策所の接続に係る使用前確認終了日以降に適用することとし、それ以前は従前によることを附則に定めることといたします。

次ページお願いいたします。

最後に、審査スケジュールになります。

緊急時対策所（緊急時対策棟内）につきましては、2022年9月に運用開始をすることを予定しております。

当社からの申請概要の説明は以上となります。

○山中委員 それでは質疑に移ります。質問、コメントございますか。

○中野安全審査官 原子力規制庁の中野です。

資料の2-1の右肩5ページをお願いします。

今回の緊急時対策所の接続において、非常用空気浄化設備及び加圧設備について、配管の延伸と休憩所への弁の追加について説明がありました。

その中で、非常用空気浄化設備については、弁操作の運用の変更と保安規定上の建屋名称の変更について、先ほど説明がありましたけれども、今回延伸追加される配管弁が非常用空気浄化設備の系統の一部として、LC0の管理対象に追加されるという明確な説明はなかったと認識しています。

今回、延伸追加される配管弁についても、系統の一部としてLC0の管理対象と考えているのか、説明してください。

○九州電力（井上） 九州電力の井上です。

資料2-1、5ページにおきましては、運転上の制限としまして、非常用空気浄化系1系統以上が動作可能であることということで、LC0設定をしてございます。

これにつきましては、保安規定変更に係る基本方針の中におきましても、非常用空気浄化ファンでしたり、フィルターユニット、これを個別機器としてLC0設定した場合、系統を構成するダクトダンパが機能喪失したことをLC0管理対象として明確にならないということで、系統としてLC0を設定しているものでございます。今後、休憩所まで配管の延伸でしたり弁の追加をすることに伴いまして、この系統内に含まれるということで、LC0設定がされているものとなります。

これにつきましては、もともと運用しておりました代替緊急時対策所でしたり、現状運用しております緊急時対策所（指揮所）と同様の考え方となります。

以上となります。

○中野安全審査官 原子力規制庁の中野です。

管理の対象ということで理解いたしました。

○山中委員 そのほかいかがですか。どうぞ。

○中野安全審査官 原子力規制庁の中野です。

資料2-1の右肩10ページをお願いします。

こちらの附則についてなんですけれども、こちらの附則の中の記載に、代替緊急時対策所という文言が記載されているんですけども、こちらの名称については、工事計画の認可の段階で、緊急時対策棟（休憩所）というふうに名称の変更がされており、今は代替緊急時対策所という建物は、規定上、廃止されていると思います。ですので、形式上、こちらの名称を保安規定上で使用することは適切ではないと認識しておりますので、適切な表現に修正をお願いしたいと考えております。

○九州電力（井上） 九州電力の井上です。

現状、代替緊急時対策所と記載しておりますのは、代替緊急時対策所という機能につきましては、第1期工事終了後に機能自体は廃止しております。現在は緊急時対策所（指揮所）を運用中ではありますが、緊急時対策棟（休憩所）という名称につきましては、現在工事中の2期工事の使用前確認終了後に適用するという考えの下、緊急時対策棟（休憩所）という名称は用いてないというのが現状でございます。

代替緊急時対策所につきましては、機能は廃止しているものの、便宜上分かりやすさの観点から代替緊急時対策所との接続というふうにしておりますが、御指摘あった内容も十分理解いたしますので、今後、記載内容については検討したいというふうに思います。

以上です。

○山中委員 よろしいですか。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

○関企画調査官 規制庁の関です。

これまでは、事実確認と、今日の審査会合で議論した内容については、この内容で、これまで事実確認した内容に関する指摘については以上です。

それで、本件申請については。本文上は名称の変更というところが主というふうに私たちとしては認識しておりますので、引き続き、系統として入っているかどうか、そういうところについて、引き続き事実確認のほうを進めたいと思います。

それで、中野が2点目に指摘した点については、検討の上、必要であれば補正のほうを
していただくということで、手続のほうお願いいたします。

私からは以上です。

○山中委員 どうぞ。

○九州電力（井上） 九州電力の井上でございます。

御指摘の件、了解いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。

○山中委員 そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

九州電力側から、特に何か確認しておきたいことはございますか。

○九州電力（井上） 九州電力の井上です。

弊社からは特にございません。

以上です。

○山中委員 それでは、以上で議題の2を終了いたします。

本日予定していた議題は以上です。

今後の審査会合の予定については、6月10日金曜日に地震津波関係、公開の会合を予定
しております。

第1052回審査会合を閉会いたします。